

大阪市社会福祉研修・情報センター指定管理者指定申請に関する質問に対する回答

項目番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
1	募集要項	P3	5（1）ア 業務代行料について	「認知介護研修は令和9年度以降のいずれかの年度で「(仮称) 認知症介護情報センター」移管される」とありますが、移管する場合は指定管理者にいつ頃周知されますか。また、年度途中での移管はありますか。	認知症介護研修を移管する場合は、指定管理者に対して一定の準備期間を設けた上で周知を行いますが、現時点での周知時期は未定です。また、年度途中での移管はございません。
2	募集要項	P3	5（1）ア 業務代行料について	認知症介護研修が移管された場合「認知症介護研修に該当する代行料部分を除いて支払います。」とありますが、様式8-2「認知症介護研修経費 計」欄の額を差し引くということでしょうか。又は、認知症介護研修にかかる受講料収入や人件費支出も踏まえた当該研修にかかる代行料部分についての協議は可能でしょうか。	認知症介護研修が移管された場合は、様式8-2「認知症介護研修経費 計」欄の額を差し引きます。加えて、認知症介護研修にかかる有償研修収入や人件費支出等の影響を踏まえ算定することになります。
3	募集要項	P6	提出書類について	民間会社との共同体で指定申請を行う場合、民間会社で提出できない（作成していない）書類がある場合は、提出不要でいいでしょうか。	作成されていない旨の理由を記載した理由書を提出してください。 なお、理由書の様式は問いません。
4	募集要項	P10	7（7）イ 収支計画・修繕費について	「指定期間最終年度において、修繕費の総額が1,750万円を下回った場合は、その下回った額を大阪市に納付していただきます。」とありますが、5年間の総額で収支がマイナスとなった場合、または返還することによりマイナスとなる場合でも下回った額を納付するのでしょうか。	修繕費は、指定管理期間中の設備や備品等の修繕に充てていただきものになります。このため、修繕費は5年間の指定管理期間において、修繕以外の経費に充てることはできません。 修繕費の余剰分は、次年度以降に繰り越すことができますが、修繕費以外の業務代行料の変動は行いません。 最終年度において、固定した修繕費総額を下回った場合は、その金額を大阪市に納付することになります。